

Topic 24

米国マサチューセッツ州の Institutional Controls

- 1) なぜ Institutional Controls?
- 2) マサチューセッツ州の Institutional Controls

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。先週に引き続き、今週はマサチューセッツ州の Institutional Controls についてお話いたします。

1) なぜ Institutional Controls?

Institutional Controls (IC) を日本語に直訳すると「制度による管理」。これは、サイトにおける活動や利用方法を制限・誓約するルールのことです（例えば「この土地には井戸を掘ってはいけません」とか、「この土地を宅地として利用してはいけません」など）。「制度」ということは、IC って法律？と思いますが、国は IC を法律化していません。しかし、州や地方自治体では IC 関連の規制をもっているところもあり、米国内全体的にその制度整備状況は進化してきているようです。

なぜ土壌汚染問題に IC が必要になってきたのでしょうか？それは、米国ではリスクベースで土壌汚染の浄化を実施しているからです。米国の環境プロフェッショナルであり IC の専門家でもある Bobさんは、次のようなことをおっしゃっています。「米国内で技術を駆使したこれまでの土壌浄化実績をみると、土壌浄化のスタンダードを満たすことができたケースは全体の 15% 以下。例外はあるにしても、How clean is clean? (どこまできれいにしたら OK と言ってくれるの?) について議論する時代はもう終わったんだ。今では、技術浄化後の残存汚染が自然に減衰していくまでの間、どうやってその汚染地の環境情報をトラッキングして管理していくのか、そして人の健康と生活環境保護にそれらの情報をどう役立たせるのか、ということに論点がシフトしている。」

我々人間は生きていく中で「病と付き合っていく」が必要になる場合があります。病は以前よりも良くなっているけれど完治はしていない。けれども、その病気の性質や自己の状態変化を持続的に観察・管理していくことで、入院せずとも日常生活をこなしていくことが可能な場合がありますよね。時々周囲の方々にお世話になることもあるかもしれませんが。。。なんだか米国の土壌汚染対策と似ているな～って思いました。

さて、IC といっても色々あります。その種類を見てみましょう。

- ・ 都市計画上の地区利用の設定（例：ここを宅地開発に利用してはいけません。）
- ・ 地下水利用規制（例：環境リスク面からの井戸閉鎖。）

- ・ 連邦や地方行政によるサイト収用（例：サイト所有者から土地所有権を引継ぎ、そのサイトを利用することを禁止している。）
- ・ 地役権（例：所有者以外でも、サイトのモニタリングを目的としている場合は、立ち入ることが許可される。）
- ・ ステークホルダー内の自主的な誓約（例：このサイトには井戸を掘らない。）
- ・ 州からの汚染サイトへの規制（例：対象サイトの利害関係者全てが、州の IC ルールに従う義務がある。）

など色々です。地方自治体によって IC の取り組みは異なるようですが、マサチューセッツ州はどのようなのでしょうか？

2) マサチューセッツ州の Institutional Controls

先週マサチューセッツ州の VCP とブラウンフィールドプログラムをご紹介しましたが、これらを実施する上で、IC は重要な役割を担っています。本州における IC の正式名称は、「Activity & Use Limitation：活動と利用の制限（AUL）」。1993 年の法修正から、州は AUL の実施を奨励しています。本州が AUL を実施する目的は、以下の 4 つです。

1. 廃棄物処分場となっているサイトの所有者、利害関係者、あるいは自治体の登記所で不動産登記簿を閲覧する人に、土地の状況説明や残存汚染についての情報を提供する。
2. サイトを利用していくにあたり、将来にわたって重大な環境リスクを生じない利用方法や活動内容を明確にする。
3. 廃棄物処分場、又はその周辺において、人の健康や生活環境を脅かすことのない利用方法や活動内容を明確にする。
4. 以上の目的を達成するために、サイト所有者が為すべき事項を明確にする。例えば覆土やフェンスの管理、AUL に従ったモニタリング、土壌管理計画に従う、など。

実際に AUL を開始するにあたって必要な準備があります。例えば、サイトにおける十分なりリスク評価を実施しておく、重大なリスクがない状態を達成・支持するために必要な対策を選択・実施する等です。マサチューセッツ州環境保護局から AUL を開始するためのガイドが出版されており、その中に AUL の詳細が記載されていますが、内容理解は簡単ではありませんし、実施までに手間暇がかかります。州もその事実を認めています。しかし、それ以上に AUL の効力がブラウンフィールド再開発促進に大きく貢献しているという事実があり、今後も制度整備を進める方向にあるようです。ちなみに、本州は UECA に加盟しておりません。

本州の AUL は、州の法的文書に記録されることになっています。原本は、市町村の戸籍登記所で保管されており、そのコピーは、マサチューセッツ州環境保護局（MADEP）にも保管されています。AUL MADEP のホームページには、州内で AUL に登録されている全サイトのリストが閲覧できますし、GIS にも書き込まれているようです。

来週は、ロードアイランド州の VCP をご紹介いたします。

Thanks God It' s Friday!

Thanks God It' s Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし (banno@ers-co.jp)

これまで紹介したメイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、そして、ロードアイランド州、コネチカット州の計6州のことを「ニューイングランド」と呼びます。つまりイギリスの植民地であった場所です。本国の締め付けが厳しくなると、独立の気運が高まる。1773年おこった「ボストン茶会事件」は、そのとき歴史が動いた的事件でした。

事例紹介 -Worcester (ウースター) : 第二次大戦の頃から 1960 年まで US スチールの鋳物工場として使われた土地。工場閉鎖後 30 年以上、駐車場程度にしか使われていませんでしたが、現在マリオット系のホテルに生まれ変わっています。ここには鉛の土壤汚染がありましたが、簡易に現場で分析ができる装置を導入し、当初かかると思われていた費用をほぼ半減することができたそうです。理屈は話すとちょっと長くなるので止めますが、ブラウンフィールド事業は、従来型の方法に闇雲にお金をつぎ込むものではなく、ちょっとした工夫を取り込んでもっと良いものを求めることができるものだということをお伝えしました。

(http://www.epa.gov/brownfields/pdf/ss_cmed2.pdf)